

相 続 に よ る 加 入 申 出 書

伊賀森林組合 代表理事組合長あて

年 月 日

従来の加入者名（被相続人）（甲）

住所

氏名

電話番号

相続による加入者名（相続人）（乙）

住所

氏名

_____ 印

電話番号

私(乙)

は、(甲)

年 月 日の死亡に伴い、甲の所有山林の一切を相続し、貴組合の定款第8条について承諾、確約の上、同第10条の規定に従って相続による加入の申し出をいたします。

なお、本申出について、貴組合になした行為については、私が一切その責任を負い、貴組合にはご迷惑、損害をおかけいたしません。

定款第8条

この組合の組合員になろうとする者は、氏名又は名称及び住所並びに引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出しなければならない。この場合においては、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当しないことの表明並びに将来にわたっても該当しないことの確約を記載しなければならない。

定款第10条

組合員の相続人であって、組合員たる資格を有する者（相続人であって組合員たる資格を有する者が数人あるときは、相続人の同意をもって選任された1人の相続人）が相続開始後90日以内に、この組合に加入の申し出をしたときは、相続開始のときに組合員になったものとみなす。この場合には被相続人の持分についての権利を承継する。